

京都市告示第407号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成26年11月21日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
太秦緯13号線	右京区太秦北路町17番地の10地先から	旧	メートル 11.00	メートル 3.33 ~ 4.93
	同町17番地の7地先まで	新	11.00	4.00 ~ 4.93

(建設局土木管理部道路明示課)